

## 住宅資金貸付申込書

会員氏名 職員コード		所属名 所属コード		貸付区分	新規借換
借受申込額	0円	借受申込額の内訳	希望する償還回数		
	毎月償還	¥			回
ボーナス償還の借受額 〃 償還回数	…借受申込額の2分の1以内 …「毎月償還÷6」の範囲内	ボーナス償還 (希望する場合のみ記入)	¥		回
申込事由	住宅の新築 増築 改築 修理	工事・購入完了予定年月日	勤続年数		
	住宅の購入 敷地の購入 借換	年 月 日	年		
給料の月額	給料表 級 号給 (号俸) 円 給料月額 × 3/10 = 給料月額 × 6/10 = ※今回の貸付分を含めた毎月・ボーナス償還額がこの額(↑)を超えると、貸付けできません。				
現在の借受状況	借受先	件数	借受額	毎月償還額	ボーナス償還額
	互助会		万円	円	円
	共済組合		万円	円	円
	厚生財団		万円	円	円
	その他		万円	円	円
	計		万円	円	円
一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程に基づいて、上記金額を借受たいので申込みます。 一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様 年 月 日  <div style="text-align: right;">借受人 (自筆) 氏名 <span style="float: right;">印</span></div>					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 千 百 円  所属所在地  所属名 所属長職氏名 <span style="float: right;">印</span>					

- 注 1 貸付による毎月の償還額の合計が給料月額の10分の3を超えるとき又は、ボーナス償還額の合計が給料月額の10分の6を超えるときは、新たな貸付はできません。  
 また、定年退職予定5年以内の場合または、休職、休業等による無給者の場合は、新たな貸付はできません。  
 2 所定の必要書類を添付してください。  
 3 借用証書は貸付決定時に送付しますので、貸付日の5日前までに提出してください。  
 4 工事、借換等が完了したときは、直ちに完了報告書(貸付第2-3号)を提出してください。

事務局受付印

※ 互助会 記入欄				
決定金額 (円)				
毎月償還額				
ボーナス償還額				
貸付番号				



# 資 金 計 画 書

申 込 人	所 属		氏 名		
共有名義人	所 属 ※		氏 名		
必要資金（契約額） A+B		円			
【新規】 資金計画	区 分	本 人		配 偶 者 等	
		借 受 時 期	金 額	借 受 時 期	金 額
	借 受 申 込 額	年 月 日	円	年 月 日	円
	共済組合借受額	年 月 日		年 月 日	
	厚生財団借受額	年 月 日		年 月 日	
	その他の借受額	年 月 日		年 月 日	
	自 己 資 金				
	計		0 A		0 B
【新規】 支払計画	契約年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日	
	↓ 互助会の借受申込額を充てる支払を○で囲んでください。				計
	手 付 金	中 間 金	中 間 金	精 算 金	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
【借換】	返済先	互助会貸付日時点の住宅ローン残高（残高証明書等から転記）		返済予定日	抵当有無
		円		年 月 日	
		円		年 月 日	

※会員の場合は入力する。

事務局受付印
完了報告提出日



※本同意書は、署名、押印のうえ貸付申込書と同時に提出してください。  
ご提出いただけない場合は、貸付け申込みを受付けすることができません。

### 貸付事業における個人情報に関する同意書

一般財団法人新潟県教職員互助会の貸付けの申込みにあたって、個人情報を下記「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取扱うことに同意します。

貸付種別	住宅資金貸付金
貸付申込金額	円
貸付申込年月日	年月日

一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様

年 月 日

同意者

借受人	所属名	(TEL)	
	現住所	〒 (TEL)	
	職名	フリガナ	
		氏名	(印)

※必ず本人が署名・押印してください。

※印鑑は、貸付申込書に押印されているものと同じものをご使用ください。

#### 〈貸付事業における個人情報の取扱いについて〉

##### 1 個人情報の利用目的

一般財団法人新潟県教職員互助会（以下「当互助会」という。）は、貸付けを受ける会員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当互助会が損害保険会社と締結した場合その貸付保険契約の事務手続き
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

## 2 個人情報の第三者提供

当互助会は、貸付けを受ける会員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

### (1) 貸付金の送金関連

〈提供時期〉  
当互助会が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき  
〈提供先〉  
金融機関  
〈提供先における個人情報の利用目的〉  
貸付金を借受人の口座へ送金するため  
〈提供される個人情報の内容〉  
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報(氏名、振込先金融機関、貸付金額等)  
〈提供の手段又は方法〉  
電磁的記録媒体又は帳票を交付

### (2) 貸付金の償還関連

〈提供時期〉  
当互助会が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき  
〈提供先〉  
会員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等  
〈提供先における個人情報の利用目的〉  
貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当互助会へ送金するため  
〈提供される個人情報の内容〉  
「償還金内訳書」又は「償還金控除依頼データ」等に記載された個人情報(氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等)  
〈提供の手段又は方法〉  
電磁的記録媒体又は帳票を交付

### (3) 貸付保険関連

〈提供時期〉  
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合  
〈提供先〉  
○当互助会が必要と認める損害保険会社  
〈提供先における個人情報の利用目的〉  
貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当互助会、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため ※  
〈提供される個人情報の内容〉  
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載された個人情報(住所、氏名等)  
○保険金請求時に提出する資料に記載された個人情報(登記簿謄本、貸付金償還表等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報)  
〈提供の手段又は方法〉  
帳票を交付

注：上記には当互助会を通じて間接的に取得する個人情報(保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報)を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部又は全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

## 住宅資金について

貸付事由	会員が、自己の住宅の新築、増改築又は金融機関等からの借換えのため資金を必要とするとき。
貸付額	10万円単位で貸付日時点の給料月額×5年後の退職手当支給率（自己都合）+200万円（ただし、1,000万円を限度）以内で契約額の範囲内
利率	年利0.96%
返済回数	毎月償還…240回以内 ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内の希望回数 ※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能です。 ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	月末締切、翌月25日送金
提出書類 添付書類	住宅資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「住宅資金貸付申込書（貸付第2号様式）」を提出して行います。 添付書類 ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ○ 資金計画書（貸付第2-2号様式） ○ 別表1に掲げる添付書類
備考	工事完了後は、直ちに完了報告書（貸付第2-5号様式）と別表2に掲げる添付書類を提出します。  定年退職予定5年以内の場合または休職、休業等による無給者の場合、新たな貸付は行いません。
提出先	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1 （一財）新潟県教職員互助会 貸付担当者 あて

別表 1

区 分		添 付 書 類
住宅	新築 全面改築	1 確認済証の写し等 (1) 建築確認を必要とする地域は、確認済証の写し及び確認申請書の第1面から5面の写し (2) 建築確認を必要としない地域は、建築工事届の写し及び市町村長又は建築主事の発行する建築確認不要証明書の写し 2 工事請負契約書の写し (契約金額が150万円以下の場合は請書の写しで可) 3 敷地の登記簿謄本の写し(注1) (1) 土地が農地のときは、農地転用許可書の写し又は農地転用受理証明書の写し (2) 土地が会員以外の名義の場合は、土地の名義人の工事承諾書(貸付第2-4号様式) 4 住宅の平面図(間取りがわかるもの)
	10㎡以上の増築、改築	1 確認済証の写し等(上記参照) 2 工事請負契約書の写し(上記参照) 3 敷地の登記簿謄本の写し(上記参照) 4 住宅の平面図(既存の平面図に改築等の箇所を朱書で表 5 住宅の登記簿謄本の写し 6 住宅が会員以外の名義のとき。 ○住宅の名義人の工事承諾書(貸付第2-4号様式) ○会員と住宅の名義人が同居していることを証明する書類(住民票の写し等)
	修理 10㎡以下の増築、改築	1 工事請負契約書の写し (契約金額が150万円以下の場合は請書の写しで可) 2 住宅の登記簿謄本の写し 3 住宅の平面図(修理等の箇所を朱書で表示) 4 住宅が会員以外の名義のとき ○住宅の名義人の工事承諾書(貸付第2-4号様式)
	購入 (土地付住宅、マンション等)	1 売買契約書の写し 2 敷地の登記簿謄本の写し(売主のもの) 3 住宅の登記簿謄本の写し(売主のもの) 住宅が建築中で未登記のときは、確認済証の写し又は検査済証の写し 4 住宅の平面図(間取りがわかるもの) 5 業者代理売買のときは、売買委任状の写し等
敷地	購入	1 売買契約書の写し 2 敷地の登記簿謄本の写し(売主のもの) 3 住宅建築に関する誓約書(貸付第2-3号様式) 4 土地が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は農地転用受理証明書の写し 5 業者代理売買の場合は、売買委任状の写し等
借換		1 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し 2 住宅及び敷地の登記簿謄本の写し(注1) 3 現在貸付けを受けている金融機関等との金銭消費貸借契約書又は借用証書の写し(借入日、借入期間、借入金額及び住宅取得に係る貸付けを受けていることが記載してあるもの) 4 返済予定表又は残高証明書 5 口座振替の場合は、返済用口座の通帳の写し(返済用口座の名義人、口座番号及び申込月の直近6か月までの返済状況が分かるページ) 6 給与天引きの場合は、給与明細及び賞与明細(直近1回) 7 現在貸付けを受けている金融機関等からの完済した旨を証する押印のある金銭消費貸借契約書の写し等の貸付金が完済され、又は返済に充当されたことを証する書類(入金後) 8 抵当権が設定されている場合は、抵当権が抹消されたことが分かる書類(入金後)

(注1) 契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもって「工事請負契約書の写し」に代えることができる。

(注2) 登記簿謄本の写しは、6か月以内に発行されたものとする。



別表2 完了報告書を提出する際に必要な添付書類

区 分	添 付 書 類
新築、全面改築	所有権保存登記後の登記簿謄本の写し又は権利証の写し
10㎡以上の増築・改築	検査済証の写し又は工事引渡証の写し
修理 10㎡以下の増築・改築	領収書の写し
住宅の購入  敷地の購入	所有権移転登記後の登記簿謄本の写し又は権利証の写し  注意事項 ① 住宅の購入の場合は住宅と敷地の両方が必要です。 ② 敷地だけの購入の場合は、5年以内に住宅を建築後、再度完了報告書を提出しなければなりません。